

マイナンバー制度、はじまります。

 2015月
 2016月

 ~10月
 1月

 住民票を チェック
 書留郵便で 受け取ろう

 個人番号カード を申請しよう
 マイナンバー 利用開始

―平成27年10月からマイナンバーの通知カードが送付されます―

問 総合窓口課☎内線1624、1625



平成27年10月中旬から11月末にかけて、通知カードが送付されます。

通知カードは、紙製のカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が付いていませんので、身分証明書としては使えません。そこで、同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れ、ポストに投函することで、顔写真付きの身分証明書として利用できる個人番号カードを作成することができます。申請された方には、平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整い次第、交付通知書をお送りしますので、総合窓口課に本人確認書類と通知カードをお持ちになり、個人番号カードを受け取ってください。住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

※通知カードは簡易書留郵便で送付します。不在連絡票が届いていた場合は、速やかに郵便局でお受け取りいただきますようお願いします。

便利な個人番号カード

- ①個人番号を証明する書類として マイナンバーの提示が必要なさまざまな 場面で、マイナンバーを証明する書類と して利用できます。
- ②本人確認の際の身分証明書として マイナンバーの提示と本人確認が同時に 必要な場面では、これ1枚で済む唯一の カードです。
- ③各種行政手続のオンライン申請に 平成29年1月から開始される「マイナポータル」へのログインをはじめ、各種行政手 続きのオンライン申請に利用できます。

その他にもさまざまな利用が予定され ています。



詳しくは ◆マイナンバーホームページ(「マイナンバー」で検索)

マイナンバー

◆マイナンバーコールセンター**☎**0570-20-0178(受付時間:平日午前9時30分~午後5時30分)

※総務省・内閣官房ホームページより抜粋・加工しています。